

<資料1 放送法>

放送法

第一条

この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする。

- 一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
- 二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。
- 三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。

第三条

放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

第四条

放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- 一 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- 二 政治的に公平であること。
- 三 報道は事実をまげないですること。
- 四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

<資料3 自民党改憲草案>

（表現の自由）

- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。
- 2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社することは、認められない。（新設）
 - 3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。

<資料4 朝日新聞誤報取り消し問題>

「朝日新聞が発信してきた虚偽の記事が国際的な情報メディアの根拠となり、国際社会がわが国歴史の認識を歪曲し、結果としてわが国の評価、国益を著しく毀損した。朝日新聞の謝罪は国民の名誉と国益の回復にはほど遠いが、いわゆる慰安婦の「強制連行」の事実を否定され、性的虐待も否定された。」自民党「決議」文 2014年9月19日

<資料5 第2次安倍政権以降の大手メディア幹部との会食>

渡邊恒雄会長（読売）8回、日枝久会長（フジテレビ）7回、清原武彦（産経）4回、大久保好男社長（日本テレビ）4回。読売は論説主幹と7回。朝日、毎日、日経、共同、時事、中日などの新聞・通信社の経営幹部とも会食。安倍晋

三首相とメディア幹部との会食で目につくのは、政局の節目節目に首相が近い記者との会食を行っている。

<資料6 記者クラブの問題>

「記者クラブの閉鎖性＝既存大手メディアによる記者会見・記者室の独占の問題は、（略）記者会見や記者室はいまなお、既存大手メディアに占有され、フリーランス記者や雑誌記者などはそこへの自由なアクセスができない。」高田昌幸（北海道新聞）「記者クラブ問題が進展しない理由」2010年7月20日

<資料7 読売新聞の「憲法改正」提言報道>

1992年、社内に「憲法問題調査会」設置。提言を発表し9条2項の改正を求める。1994年、1面トップに「憲法改正試案」掲載。95年、領海警備強化のための緊急提言発表。04年、社説で集团的自衛権行使容認を憲法解釈で可能にせよと主張。1986年以降04年まで、社説で内閣法制局に言及したのは48件（西川伸一氏調べ）。論調は「国の存立にかかわる憲法解釈を独占してきたこと自体、異様と言うしかない」（03年社説）と内閣法制局を批判。

<資料8 非科学的な世論調査で世論操作>

読売6月8日の安保法制案に対する賛否調査 賛成40% 反対48% NA12%
（共同調査では、賛成27.8% 反対58.7%）

読売の質問文 <安全保障関連法案は、日本の平和と安全を確保し、国際社会への貢献を強化するために、自衛隊の活動を拡大するものです。こうした法律の整備に、賛成ですか、反対ですか>→明らかに誘導質問 産経も同様の手法

<資料9 NHK海外放送予算と政府交付金>

19年度 127億円（2.0%）→26年度 214億円（3.3%）（）内は事業支出割合
交付金：19年度 24.5億円 → 26年度 34.5億円 40.8%のアップ

<資料10 NHKの受信料徴収権の根拠と受信料の法的性格>

- ①放送法 64条 協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。
- ②日本放送協会放送受信規約第5条 放送受信料支払の義務
- ③性格：NHKを維持する特殊な負担金で放送の視聴に対する対価ではない

<資料11 北国新聞の論調>

- ① 2014年12月沖縄知事選で翁長氏当選 北国社説「カニ漁解禁 コウバコの知名度あげたい」 北陸中日社説「新基地拒否の重い選択」
- ②2015年9月20日戦争法成立 北国社説「抑止力向上につなげたい」
北陸中日「自衛隊に何をさせるのか 『違憲』安保法制」